

転院搬送ガイドライン フローチャート

凡例

- ・ A医療機関 … 診療所(無床・有床を問わない。)
- ・ B医療機関 … 病院(救急告示医療機関を除く病院)
- ・ C医療機関 … 救急告示医療機関

地域病院救急車による転院搬送の要件

連絡先

前橋赤十字病院 救急災害事業課(不在時は総務課)

TEL027-265-3333(内線2208) FAX027-225-5235

※電話連絡とともに、前橋赤十字病院のホームページに掲載されている専用の転院搬送依頼書に必要事項を記載しFAXしてください

※平成30年6月1日より通話可能です

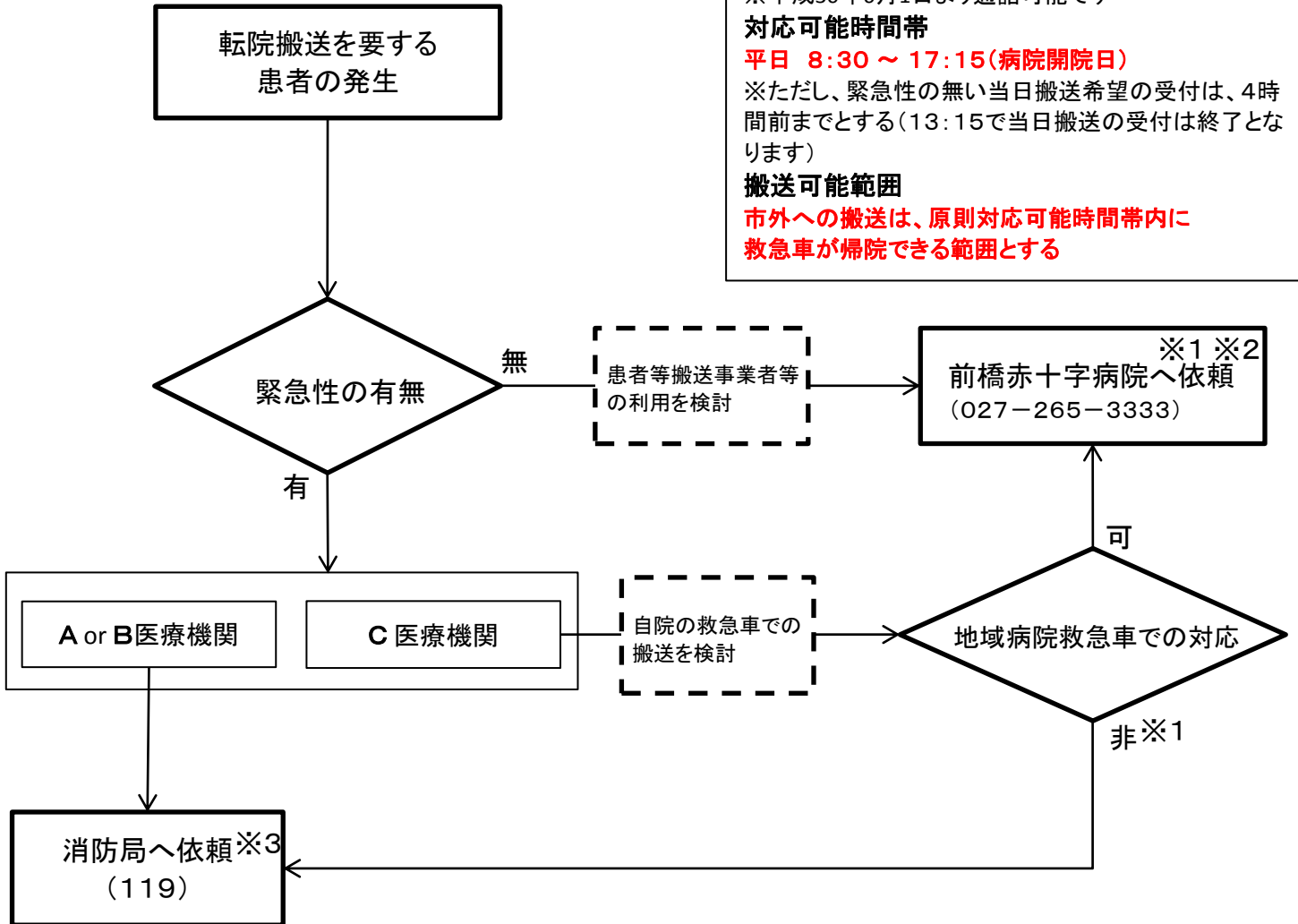
対応可能時間帯

平日 8:30 ~ 17:15(病院開院日)

※ただし、緊急性の無い当日搬送希望の受付は、4時間前までとする(13:15で当日搬送の受付は終了となります)

搬送可能範囲

市外への搬送は、原則対応可能時間帯内に救急車が帰院できる範囲とする



※1

地域病院救急車の利用が不可能な場合は、A・B・C医療機関にて消防局へ転院搬送を依頼してください。

例) ①即時の転院搬送が必要な場合

②結果的に地域病院救急車が当日に即時の対応が困難である場合 等

※2

前橋赤十字病院(地域病院救急車)による転院搬送時の搬送元医師の同乗と帰院については、転院搬送ガイドラインに準じます。

※3

「前橋市消防局管内 転院搬送ガイドライン」に基づくチェックリストの確認をお願いします。